

第 11 期

帯広市分別収集計画

令和 7 年 8 月

帯 広 市

<目 次>

ページ

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る 分別の区分	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リ サイクル法第2項第6号に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リ サイクル法第2項第6号に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集に関し重要な事項	6

帯広市分別収集計画

令和 7 年 8 月 2 7 日

1 計画策定の意義

帯広市では、ごみの減量、資源化に向け、市民協働の資源集団回収システムの構築、全道他市に先駆けた紙パック類の資源化や乾電池及び蛍光灯の分別収集の実施、容器包装リサイクル法の完全実施など、常に時代を先取りした取組に努めてきました。

また、平成 20 年に国から低炭素社会の実現に向け温室効果ガスの大幅な排出削減などに取り組む「環境モデル都市」に選定されたことを受け、さらなるごみ減量、資源化の取組を推進しています。

さらに、令和 2 年 3 月に策定した帯広市一般廃棄物処理基本計画では、「人と自然が共生する循環型のまちづくり」を基本理念とし、循環型社会の実現に向けた各種施策を掲げました。この計画では、令和 11 年度までに実現すべき基本目標として、「1 人 1 日あたりのごみ排出量 800 g（家庭ごみ排出量 350 g）」「リサイクル率 30.0%」「最終処分量 5,890 t」を実現することを設定しています。いずれの目標も現状と比較すると実現が容易ではない数値であり、より効果的な取組を積極的に実践していかなければなりません。

この度策定した第 11 期帯広市分別収集計画は、このような状況を踏まえ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づいて容器包装廃棄物の分別収集と地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、全ての関係者が一体となった積極的な取組が行われるよう、策定したものです。

本計画に掲げられた施策の展開によって、容器包装廃棄物の 3R を推進するとともに、廃棄物の減量や資源の有効利用を図り、循環型社会の形成を目指すものです。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を次に示します。

- (1) 容器包装廃棄物の 3R を基本とした地域社会づくり
- (2) 市民・事業者・行政の協働による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 10 年度に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、ダンボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物 (内訳)	9,380 t	9,176 t	8,971 t	8,748 t	8,548 t
スチール製容器	509 t	498 t	487 t	475 t	464 t
アルミ製容器	364 t	356 t	348 t	339 t	331 t
無色のガラス製容器	400 t	391 t	382 t	373 t	364 t
茶色のガラス製容器	509 t	498 t	487 t	475 t	464 t
その他のガラス製容器	254 t	249 t	243 t	237 t	232 t
飲料用紙製容器	73 t	71 t	70 t	68 t	66 t
ダンボール	2,181 t	2,134 t	2,086 t	2,034 t	1,988 t
紙製容器包装	1,309 t	1,280 t	1,252 t	1,221 t	1,193 t
ペットボトル	691 t	676 t	661 t	644 t	630 t
プラスチック製容器包装	3,090 t	3,023 t	2,955 t	2,882 t	2,816 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施します。

なお、実施にあたっては市民・事業者・再生事業者と行政が協働して推進していきます。

(1) ごみ懇談会の開催

職員が町内会や事業所などを訪問し、ごみの現状や3Rの実践について理解を深め、ごみの適正処理に関する意識啓発と意見交換を目的としてごみ懇談会を実施します。

(2) 環境学習への支援

ごみ収集作業に従事している職員が小学校を訪問する「環境学習支援事業」や、オリジナルキャラクター「わけすけ」が保育所、幼稚園、児童保育センター等を訪問する「エコエコ紙芝居」など、幼少期から学童期までの発達段階に応じた体験学習を通じて、子どもたちが環境にやさしい行動が自ら実践できるよう、学校などと連携し環境学習を支援します。

(3) イベントにおける普及啓発

「春・秋のリサイクル広場」でのパネル展示など、ごみ減量・資源化促進月間における広報活動や市民団体・事業者との協働によるイベント事業により、互いに情報を共有することで効果的なごみ減量の取組を拡大します。

(4) 環境にやさしいライフスタイルの促進

市民団体等が実施するフリーマーケットなどの再使用の活動をホームページ、イベント等で紹介し、情報の共有を図りながら市民の参加を促進します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
・主としてスチール製の容器包装 ・主としてアルミ製容器包装	缶 類
・主としてガラス製の容器包装（無色、茶色、その他）	びん類
・主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
・主としてダンボール製の容器	ダンボール
・主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
・主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
・主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	146 t		143 t		139 t		136 t		133 t	
主としてアルミ製の容器	190 t		185 t		181 t		177 t		173 t	
無色のガラス製容器	316 t		309 t		302 t		294 t		288 t	
	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量
	316 t	0 t	309 t	0 t	302 t	0 t	294 t	0 t	288 t	0 t
茶色のガラス製容器	422 t		412 t		403 t		393 t		385 t	
	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量
	422 t	0 t	412 t	0 t	403 t	0 t	393 t	0 t	385 t	0 t
その他の色のガラス製容器	203 t		198 t		193 t		189 t		185 t	
	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量
	203 t	0 t	198 t	0 t	193 t	0 t	189 t	0 t	185 t	0 t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	29 t		28 t		28 t		27 t		27 t	
主としてダンボール製の容器	787 t		770 t		753 t		734 t		717 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	714 t		699 t		683 t		666 t		651 t	
	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量
	714 t	0 t	699 t	0 t	683 t	0 t	666 t	0 t	651 t	0 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	590 t		578 t		565 t		551 t		538 t	
	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量
	96 t	494 t	96 t	482 t	96 t	469 t	96 t	455 t	96 t	442 t
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	1,998 t		1,954 t		1,910 t		1,863 t		1,820 t	
	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量
	1,998 t	0 t	1,954 t	0 t	1,910 t	0 t	1,863 t	0 t	1,820 t	0 t
(うち白色トレイ)	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) 特定分別基準適合物（無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス）の見込み

$$= (\text{計画収集排出量}) \times (\text{組成分析比率}) + (\text{集団回収量}) \times (\text{組成分析比率})$$

(2) 特定分別基準適合物（無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス以外）の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= (\text{計画収集排出量}) \times (\text{組成分析比率})$$

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制で行います。

なお、現在、町内会等で実施している資源集団回収については、今後も引き続き実施することとします。

【分別収集の実施主体】

容器包装廃棄物の種類		収集にかかる 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
金属	スチール製容器	缶 類	住民団体による集団回収 及び市による定期収集	十勝リサイクルプラザ
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		
	ダンボール	ダンボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	
	その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本市においては、十勝圏複合事務組合が委託している民間処理施設十勝リサイクルプラザに、缶類、びん類、ペットボトル、紙パック、ダンボール、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装を搬入し、選別、圧縮及び保管を行います。

【分別収集の用に供する施設】

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
スチール製容器	缶 類	袋	多室型分別 収 集 車	十勝リサイクルプラザ 〔 選別・圧縮及び 保管ストックヤード 〕	
アルミ製容器					
ガラス製容器 (無色、茶色、その他)	びん類				
ペットボトル	ペットボトル				
飲料用紙製容器	紙パック	袋又は縛る			
ダンボール	ダンボール				
その他の紙製容器包装	紙製容器包装	袋	パッカー型 収 集 車		
その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装				

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 帯広市廃棄物減量等推進委員会からの意見聴取

学識経験者、廃棄物再生業者、各種団体、ごみ排出者、若年層など幅広いメンバーで組織する帯広市廃棄物減量等推進審議会を活用し、分別収集計画の具体策に関する意見等を求めています。

(2) 資源集団回収の促進

資源集団回収実施町内会等へ奨励金の支給を行います。また、未実施町内会等へ積極的に働きかけを行い資源集団回収の促進を図るほか、資源回収業者に対しても協力金を支給し、資源集団回収システムの維持を図ります。

(3) 本計画の進捗状況の管理

本計画の着実な推進のため、毎年度、本計画に記載した事項の実績を把握し、3年後の計画改定時にはその実績をもとに事後評価を行うことにより、より適切な分別収集計画の策定につなげます。